



## 税務情報

### 電子帳簿保存法 — 通達及び一問一答等の更新

12月27日に公布された電子帳簿保存法に係る改正省令により、2022年1月1日から2023年12月31日までの間、納税地等の所轄税務署長が財務省令で定めるところに従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限られます。）の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができる宥恕措置（以下、本宥恕措置）が整備されました。（改正省令が公布された背景及び改正省令の内容につきましては、[e-Tax News No.255「電子帳簿保存法 — 電子取引に係る経過措置を定める改正省令の公布」](#)（2021年12月27日発行）をご参照ください。）

これを受け、12月28日、国税庁のウェブサイトにおいて以下の情報が更新されました。

- [「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)（2021年12月27日付）
- [令和3年12月27日付課総10—51ほか4課共同『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）等の趣旨説明について](#)

今回の更新により、以下の通達及びその趣旨説明が新設されています。

#### 7—10（宥恕措置における「やむをえない事情」の意義）

本宥恕措置における「やむを得ない事情」とは電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいうことが明らかにされています。

また、本通達の趣旨説明では、本宥恕措置の趣旨に鑑み、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難な事情がある場合には、本宥恕措置における「やむ

を得ない事情」があると認められることが示されています。

#### 7-11 (宥恕措置適用時の取扱い)

「[令和4年度税制改正の大綱](#)」(PDF 521.8KB、12月24日閣議決定)では、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することが付記されています。

本通達及びその趣旨説明では、こうした点を踏まえ、**2022年1月1日から2023年12月31日まで**の間に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税務調査等の際に、その電磁的記録の出力書面の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは、その出力書面の保存をもってその電磁的記録の保存をしているものとして取り扱って差し支えないこととし、もって、適法に保存義務を果たしていることとなることが明らかにされています。

#### ■ [電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】](#) (PDF 653KB)

以下の問を含む4つの問(問41-2~問41-5)が新設されているほか、既存の3つの問(問14、問41及び問42)が更新されています。

##### 問41-2 (新設)

本宥恕措置の適用にあたっては、保存要件に従って保存をすることができなかったことに関するやむを得ない事情を確認する必要があるものの、仮に税務調査等の際に税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見通しなどを、具体的でなくとも適宜お知らせすれば差し支えないことが明らかにされています。

##### 問41-4 (新設)

本宥恕措置により、税務調査等の際に税務職員の求めに応じて提示又は提出をする必要がある電磁的記録の出力書面についても、**2021年度税制改正前**の取扱いや、その提示又は提出を遅滞なく行う必要があることを踏まえ、税務調査等が行われうる期間、適正な場所で保存を行う必要があることが明らかにされています。

##### 問42 (更新)

更新前は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存している場合には、**2021年度税制改正**により、**2022年1月1日**以後は出力書面等による保存は廃止されることから、災害等による事情がなければ青色申告の承認の取消対象となり得るという取扱いが示されていました。今回の更新により、本宥恕措置の内容が追記されるとともに、青色申告の承認の取消しに係る本取扱いの対象は、**2024年1月1日**以後に行う電子取引であることが明らかにされています。

## ■ パンフレット

[電子取引データの保存方法をご確認ください](#) (PDF 804KB)

[電子帳簿保存法が改正されました](#) (PDF 1,216KB)

それぞれ、既存のパンフレットに本宥恕措置の内容が反映されています。

## 《参考情報》

財務省は、12月28日、「[電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止\(令和3年度税制改正\)に関する宥恕措置について](#)」というページを設け、本宥恕措置の内容を図も用いて解説しています。また、このページには、12月27日公布の改正省令により改正された2021年度税制改正後の電子帳簿保存法施行規則における附則第2条第3項の新旧対照表及び本附則の適用により読み替えられる2021年度税制改正後の電子帳簿保存法施行規則第4条第3項の読替表も掲載されています。

**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.